

岡山市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 岡山市立小学校、中学校及び義務教育学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に在籍若しくは通級通学する児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減し、もって特別支援教育の振興に資するため、予算の範囲内において特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することとし、その支給に関しては、この要綱の定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

(2)収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の収入の額をいう。

(3)需要額 生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の需要の額をいう。

(支給対象者)

第3条 就学奨励費の支給対象となる者は、第1条に規定する児童又は生徒の保護者とする。
2 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するか否かの決定は、「岡山市教育委員会「障害のある子どもの就学に係る意見聴取」の実施に関する要綱」の規定に基づき、専門家からの意見を聴取した上で、教育委員会が行う。

(支給対象経費等)

第4条 就学奨励費の支給対象経費は、次の各号の支給区分に応じて別表のとおりとする。

(1)収入額が需要額に2.5を乗じて得た額未満の世帯に属する保護者（第4号に規定する保護者を除く。）

(2)収入額が需要額に2.5を乗じて得た額以上の世帯に属する保護者（第3号及び第4号に規定する保護者を除く。）

(3)収入額が需要額に3.5を乗じて得た額以上の世帯に属する保護者（次号に規定する保護者を除く。）

(4)生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている児童若しくは生徒又は岡山市就学援助規則（平成元年岡山市教育委員会規則第11号）により準要保護の認定を受けている児童若しくは生徒の保護者

2 就学奨励費の額は、教育委員会が別に定める。

(申請)

第5条 就学奨励費の支給を受けようとする支給対象者は、毎年度、特別支援教育就学奨励費交付申請書（様式第1号）により教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、児童又は生徒と生計を同一にする世帯全員の前年の所得額が算定できる資料その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

(支給の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申請書の提出があった場合において、内容を審査し、就学奨励費の支給を決定したときは、特別支援教育就学奨励費認定兼支給決定通知書（様式第2号）により、学校長を通じて支給対象者に通知するものとする。

2 前項の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、就学奨励費の請求、受領及び執行について学校長に委任するものとする。

(支給方法)

第7条 教育委員会は、支給決定者に対して、就学奨励費を支給する。

2 就学奨励費の支給方法は、支給決定者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、就学奨励費を支給する時点において保護者に学用品費、学校給食費等の未納がある場合又は口座振込によることが難しい場合等の特別な事情がある場合は、支給決定者の委任を受けた学校長を通して就学奨励費を支給するものとする。

(支給の取消し)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1)第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2)教育委員会が、支給の必要がなくなつたと認めるとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行し、平成26年度特別支援教育就学奨励費の支給から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行し、改正後の様式第2号は、令和2年8月14日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支給対象経費	支給対象区分
1 学校給食費 学校給食法第11条第2項に定める学校給食費の額	第4条第1項第1号
2 通学費 最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額	第4条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号（第4号については、通級通学に要する交通費に限る。）
3 職場実習交通費 中学校及び義務教育学校の教育課程に従い学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費の額	第4条第1項第1号、第2号及び第4号

4 交流学習交通費 学校教育の一環として特別支援学校又は他の小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級の児童若しくは生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な交通費の額	第4条第1項第1号、第2号及び第4号
5 修学旅行費 小学校、中学校及び義務教育学校を通じ、それぞれ1回参加する 修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直	第4条第1項第1号
6 校外活動等参加費 (1) 宿泊を伴わないもの 校外活動に参加するために要する経費のうち、校外活動に直接必要な交通費及び見学料の額 (2) 宿泊を伴うもの 宿泊を伴う校外活動に参加するために要する経費のうち、校外活動に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額	第4条第1項第1号
7 学用品・通学用品購入費 通常必要とする学用品及び通学用品の購入費の額	第4条第1項第1号
8 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 新たに入学する児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品の購入費の額	第4条第1項第1号
9 拡大教材費 弱視の児童又は生徒が授業において使用する拡大教材の購入費の額	第4条第1項第1号

備考

1 この表の規定にかかわらず、特別支援学級に通級通学する児童又は生徒に係る支給対象経費は、2 通学費のみ（通級通学に要した交通費に限る。）とする。